

制定	廃止
<p>電氣関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第十二号及び電氣設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）附則第二項ただし書の規定に基づき、別に告示する電氣工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。</p> <p>なお、平成十六年經濟産業省告示第六十七号は、平成二十八年九月二十三日限り、廃止する。</p> <p>平成二十八年九月二十三日 經濟産業大臣 世耕 弘成</p> <p>(電氣工作物)</p> <p>第一条 電氣関係報告規則第一条第二項第十二号及び電氣設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する電氣工作物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 変圧器（電氣事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八條第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）</p> <p>二〇十二 (略)</p> <p>(期限)</p> <p>第二条 電氣設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるポ</p>	<p>電氣関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電氣工作物を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十三年經濟産業省告示第六百三十一号（電氣関係報告規則第四条の表第十五号の二の届出を要する場合の欄に規定する電氣工作物）は、平成十六年三月三十日限り、廃止する。</p> <p>平成十六年三月一日 經濟産業大臣 中川 昭一</p> <p>電氣関係報告規則第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の届出を要する場合の欄に規定する電氣工作物は、次に掲げる電氣工作物とする。</p> <p>一 変圧器（電氣事業者にあつては柱上変圧器を除く。）</p> <p>二〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p>

リ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成三十四年三月三十一日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成三十三年三月三十一日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成三十年三月三十一日